

|                   |
|-------------------|
| 尼崎市公営企業審議会        |
| 資料 第 1 号          |
| 平成 30 年 10 月 22 日 |

平 成 30 年 度

## 尼崎市公営企業審議会運営関係資料

尼 崎 市 公 営 企 業 局

# 目 次

|                              | ページ |
|------------------------------|-----|
| 1 尼崎市公営企業審議会条例 .....         | 1   |
| 2 尼崎市公営企業審議会運営要綱 .....       | 3   |
| 3 尼崎市公営企業審議会における傍聴取扱要領 ..... | 5   |

# 1 尼崎市公営企業審議会条例

|    |            |        |
|----|------------|--------|
| 公布 | 昭和47年5月1日  | 条例第19号 |
| 改正 | 昭和50年9月30日 | 条例第42号 |
|    | 平成元年度3月6日  | 条例第16号 |
|    | 平成20年6月26日 | 条例第22号 |
|    | 平成30年3月6日  | 条例第18号 |

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に基づき市が経営する企業（以下「公営企業」という。）の経営に関する重要な事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、尼崎市公営企業審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員は、公営企業の経営に関する重要な事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第3条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめその部会に属する委員のうちから」と、前条中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第7条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、本市関係職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、委員を補佐して、担任事務を処理し、又は会務に従事する

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される審議会は、第4条の規定にかかわらず、市長が招集する。

付 則（昭和50年9月30日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成元年3月6日条例第16号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

付 則（平成20年6月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成30年3月6日条例第18号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 尼崎市公営企業審議会運営要綱

制定 昭和50年9月30日

(委員の委嘱及び解嘱)

第1条 委員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。

2 委員は、当該諮問に係る答申があったときは、解嘱されるものとし、解嘱の辞令は交付しない。

(委員の欠員)

第2条 委員に欠員が生じたときは、市長は、速やかに補欠の委員を選任するものとする。

2 前項の場合においては、補欠の委員が選任されるまでの間は、在任の委員で審議を行う。

(説明要求等)

第3条 審議会は、当該諮問に係る審議について必要があるときは、幹事に説明を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 審議会は、必要に応じ、委員以外の者を審議会に出席させ、意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委員の発言)

第4条 委員は、議長の許可を得て、審議会の議事について自由に質疑し、又は意見を述べることができる。

(会議)

第5条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(会議録)

第6条 審議会の会議次第等は、会議録に記載するものとする。

(審議会等の公開)

第7条 審議会及び会議録は、公開する。

2 前項の規定に係わらず、議長が特に必要と認めるときは、審議会に諮って審議会及び会議録を非公開とすることができます。

(専門部会)

第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は、当該専門部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第3条から前条までの規定は、専門部会について準用する。

(答申)

第9条 審議会は、当該諮問に係る審議を終了したときは、その結果を文書で市長に答申

するものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、公営企業局において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和50年9月30日から施行する。

(臨時会長)

2 会長が互選されるまでは、最年長の委員が臨時に会長の職務を行う。

付 則

この要綱は、平成20年8月19日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

### 3 尼崎市公営企業審議会における傍聴取扱要領

平成12年8月10日 実施

#### 1 目的

この要綱は尼崎市公営企業審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関する必要事項を定めるものとする。

#### 2 傍聴の取扱

審議会の会議は傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、審議会の決議により、全部又は一部の傍聴を認めないことができる。

- (1) 個人情報に関する事項の審議
- (2) 公にしないことを条件に提供された情報に関する事項の審議
- (3) その他傍聴させることが公正又は円滑な審議に支障となる場合

#### 3 会議開催の周知

審議会の会議の開催日時等の周知を図るため、会議の開催日の概ね一週間前から、日時、場所、議題及び傍聴者数等を記載した審議会開催の通知を尼崎市公営企業局のホームページに掲載する。

#### 4 傍聴の定員

傍聴の定員は、10人を限度とし、審議会の会議の開催場所の規模等を勘案して、会長が定める。

#### 5 傍聴の手続き等

会議の傍聴は、次の手続きにより傍聴券の交付を受けた者に対して認める。

- (1) 傍聴希望の受付は、会議開催場所に参集した傍聴希望者に対して、会議開催時刻の1時間前から行う。
- (2) (1)の場合において、傍聴希望者の受付順に整理番号を振った整理券を発行する。会議開会30分前の時点で、傍聴希望者に傍聴券交付申込書を配布する。ただし、傍聴希望者の数が傍聴の定員を超えるときは、整理番号の若いものからくじによる抽選を行い、当選した者に傍聴券交付申込書を配布する。
- (3) 会議開会30分前の時点で傍聴希望者が傍聴の定員に満たない場合は、会議開会15分前に参集した傍聴希望者にも、定員に達するまで先着順に傍聴券交付申込書を配布する。なお、会議開会30分前から15分前の間に、傍聴希望者が定員を超えても抽選は行わない。
- (4) 傍聴券交付申込書の配布を受けた者は、必要事項を記入し、係員に提出のうえ、傍聴券の交付を受ける。
- (5) 傍聴券の交付を受けた者は、この要領に定める事項に従わなければならない。
- (6) 発行された整理券、傍聴券交付申込書及び傍聴券は他の者へ譲渡及び貸与できない。

#### 6 報道機関の傍聴希望者

尼崎市市政記者名簿に記載された報道機関の記者は、審議会の会議を傍聴することができる。この場合、原則として各社1人に限定し、受付は会議開会の15分前までとする。なお、事務の簡素化、迅速化を図るため、報道関係者の傍聴手続きについては身分証明等で確認したうえ、報道関係者傍聴受付名簿に自署させ、傍聴席に誘導する。

## 7 写真、映画等の撮影及び録音の禁止

会議中の写真、映画等の撮影、録音及び録画等を禁止する。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者は、この限りではない。

## 8 傍聴することができない者

(1) 次のいずれかに該当する者は、審議会の傍聴をすることができない。

- ア 凶器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- イ 酒気を帯びていると認められる者
- ウ 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- エ はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- オ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- カ ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、録音機、録画機器の類を携帯している者

(2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがある等傍聴させることが適当でないと会長が認めた者は、傍聴席に入ることができない。

(3) 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、保護者等が随伴し、かつ、傍聴席において静穏な状態を維持できるものと会長が認めた場合は、この限りでない。

## 9 傍聴人の守るべき事項

(1) 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守るものとする。

- ア みだりに傍聴席を離れないこと。
- イ 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- ウ 私語、談話、拍手等をしないこと。
- エ 飲食をしないこと。
- オ その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 係員の指示に従うこと。

(2) 傍聴人は、メモをとることができる。

(3) 会長は、傍聴人がこの要領のいずれかに違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者に対して退場させることができる。

## 10 傍聴人の退場

傍聴人は、審議会の会議において公開しないこととされた事項が審議されるとき等退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

付 則

この要領は平成12年8月10日から実施する。

付 則

この要領は平成20年11月5日から実施する。

付 則

この要領は平成30年10月1日から実施する。